

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の2第4項の規定に基づき、消防法の適用を除外された防火対象物における消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する訓令を次のように定める。

平成16年1月20日

防衛庁長官 石 破 茂

消防法の適用を除外された防火対象物における消防用設備等の設置及び維持に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「法」という。）第115条の2第4項の規定により消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定の適用を除外された自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第158条各号に掲げる防火対象物における消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）の設置及び維持に関する基準並びに災害を防止し公共の安全を確保するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（消防用設備等の設置及び維持）

第2条 法第76条第1項の規定により出動を命ぜられ、又は同法第77条の2の規定による措置を命ぜられた部隊等（法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）の長は、次条から第5条までの規定に基づき、別表第1に掲げる消防用設備等を、同表に掲げる設置基準に該当する防火対象物に設置し、及び維持しなければならない。

（消防の用に供する設備に関する基準）

第3条 消防の用に供する設備は次に掲げるものとし、当該設備の設置及び維持に関する基準は別表第2のとおりとする。

- (1) 消火設備 次に掲げる防火対象物ごとの消火器具
 - ア 令第158条第1号に掲げる防火対象物（航空機を格納する施設を除く。） 水バケツ又は砂
 - イ 令第158条第1号に掲げる防火対象物のうち航空機を格納する施設及び同条第2号から第4号までに掲げる防火対象物 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する消火器で、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第2に規定する消火に適応するもの
 - (2) 警報設備 警鐘、手動式サイレン又は携帯用拡声器
 - (3) 避難設備 避難口を明示した表示ラベル（蓄光塗料を塗布したものをいう。以下同じ。）及び避難方向を明示した表示ラベル並びに懐中電灯などの携帯用照明器具
- 2 部隊等の長は、前項各号に掲げる消防の用に供する設備について、6月ごとに外観及び機能の点検を行い、機能の保持を図らなければならない。

(消防用水に関する基準)

第4条 消防用水の設置及び維持については、10,000リットルの水量を確保できるよう措置するものとする。

(消火活動上必要な施設に関する基準)

第5条 消火活動上必要な施設は排煙設備とし、その設置及び維持に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排煙口は直接外気に接する天井又は壁に設置し、その面積の合計は床面積の50分の1以上とすること。
- (2) 給気口は直接外気に接する壁に設置し、その面積の合計は1平方メートル以上とすること。

(災害を防止し公共の安全を確保するための措置)

第6条 部隊等の長は、別表第1に掲げる消火設備の設置基準に該当する防火対象物を構築する場合には、災害を防止し公共の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ストープ等火気使用場所にはその旨の表示を行うとともに、火災予防上安全な距離を確保すること。
- (2) 喫煙所にはその旨の表示を行うとともに、水を入れた吸い殻入れを設ける等の火災予防のための措置を講じること。
- (3) 火災の早期発見及び初期消火に備えるため、巡視を実施すること。
- (4) 火災が発生したときの避難に備え、常に施設の内外を整理整頓すること。

(特例)

第7条 部隊等の長は、第2条から第5条までの規定に従うことが任務遂行上重大な支障があると認めたときは、これらの規定によらないことができる。

(委任)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年1月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 令第158条第1号に掲げる防火対象物

消防用設備等	設 置 基 準
消火設備	延べ面積 300 m ² 以上の施設
警報設備	航空機を格納する施設及び収容人員 50 人以上又は延べ面積 1,000 m ² 以上の施設
消防用水	延べ面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設
消火活動上必要な施設（排煙設備）	無窓階の床面積 1,000 m ² 以上の航空機を格納する施設

2 令第158条第2号に掲げる防火対象物

消防用設備等	設 置 基 準
消火設備	延べ面積 150 m ² 以上の施設
警報設備	収容人員 50 人以上又は延べ面積 500 m ² 以上の施設
消防用水	延べ面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設

3 令第158条第3号に掲げる防火対象物

消防用設備等	設 置 基 準
消火設備	延べ面積 150 m ² 以上の施設
警報設備	航空機を格納する施設及び収容人員 50 人以上又は延べ面積 500 m ² 以上の施設
消防用水	延べ面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設
消火活動上必要な施設（排煙設備）	無窓階の床面積 1,000 m ² 以上の航空機を格納する施設

4 令第158条第4号に掲げる防火対象物

消防用設備等	設 置 基 準
消火設備	延べ面積 150 m ² 以上の施設
警報設備	収容人員 20 人以上又は延べ面積 300 m ² 以上の施設
避難設備	全ての施設
消防用水	延べ面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設

別表第2（第3条関係）

種類	消防の用に供する設備の技術基準
消火設備	<p>(1) 水バケツ又は砂 消火能力を示す数値の合計数が次の算定式により算定した数以上の数値となり、かつ、防火対象物の各部分から消火器具に至る歩行距離が20m以下となるよう設置すること。 <消火能力を示す数値> 水バケツ 容量8リットル以上のもの3個を1単位 砂 スコップを有する100リットル以上のもの1塊を1単位 <算定式> 防火対象物の延べ面積 / 200 m²</p> <p>(2) 消火器 省令第3条又は第4条の規定により測定した数値から算定した消火能力を示す数値の合計数が次の算定式により算定した数以上の数値となり、かつ、防火対象物の各部分から消火器具に至る歩行距離が20 m以下となるよう設置する（大型消火器を設置する場合は、防火対象物の各部分から消火器具に至る歩行距離が30 m以下の範囲内において、その消火能力を示す数値の合計数が次の算定式により算定した数値の2分の1まで減少した数値とすることができる。）こと。ただし、やむを得ない事情により消火能力を示す数値の合計数が満たされない場合は、減じられた数値に相当する能力を有する水バケツ又は砂を設置すること。 <算定式> 防火対象物の延べ面積 / 100 m²</p>
警報設備	<p>第3条第1項第2号に掲げる設備のうち、いずれかを防火対象物の各部分から水平距離25 m以下となるよう設置すること。</p>
避難設備	<p>(1) 避難口を明示した表示ラベル 避難口に設置すること。 (2) 避難方向を明示した表示ラベル 避難口から歩行距離20 mを越える通路及び室内に、10 m毎に設置すること。 (3) 携帯用照明器具 避難補助具として室内に設置すること。</p>